電気工事店のみなさまへ

売 電 用 計 器 取 付 工 事 について

平成24年7月より，「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されたことに伴い，太陽光等発電の全量を売電（太陽光は10kW以上）することが可能になりました。そのため，売電用計器の配線工事に際しましては，下図を参照のうえ施工くださいますようお願いいたします。なお，売電用計器取付にかかわる工事費はお客さまに実費相当額をご負担いただきます。

【 標準施設例および計器結線図 】

需給用計器がある場合の配線方法

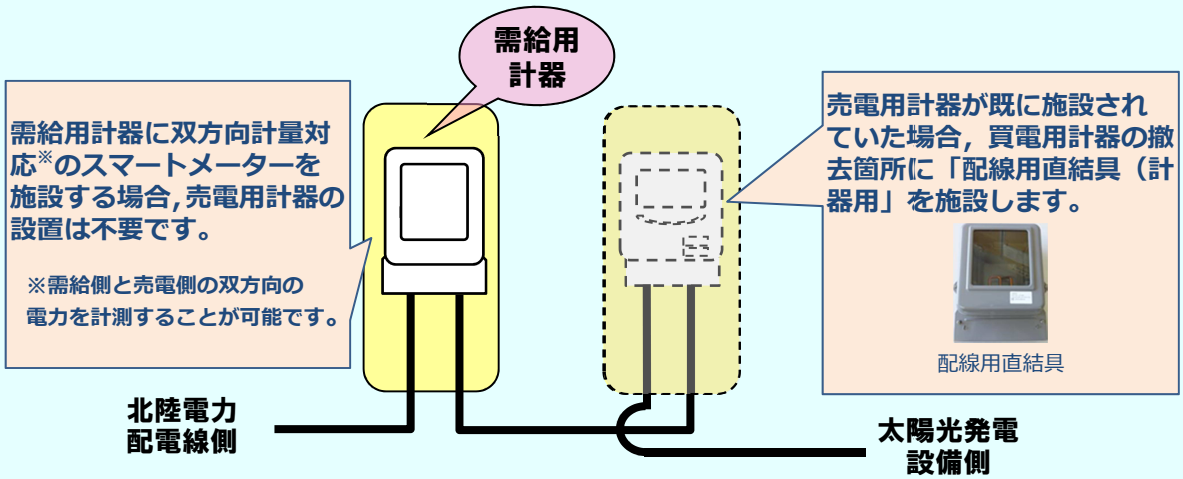

需給用計器がない場合の配線方法

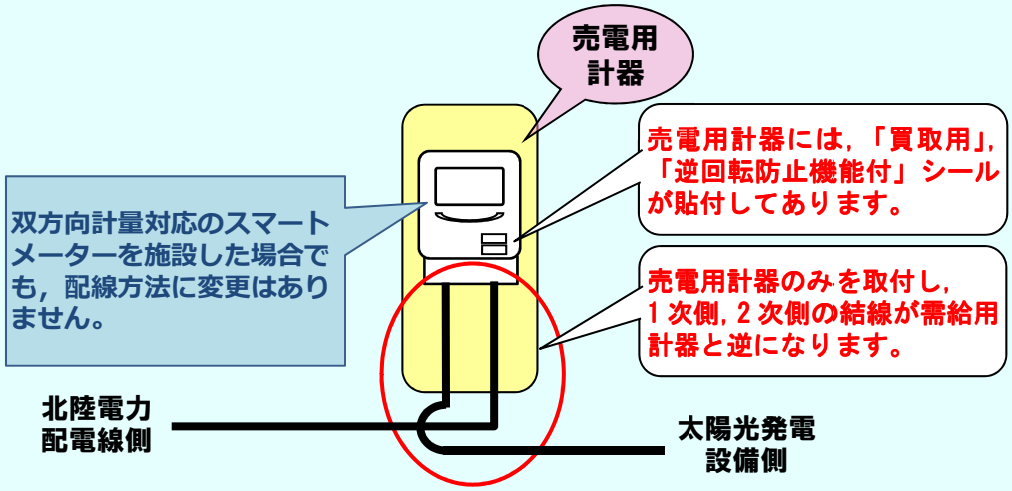

（計器工事を実施しない電気工事店さまへ）

- 計器工事は，北陸電力が委託した計器施工者が電気工事店さまの立会いのもと行います。
- 立会い工事日は，「売電用計器設置工事依頼書」に基づき協議させていただきますのでご協力をお願いいたします。
- 計器取付け場所は事前に決定していただくとともに，計器取付板が必要な場合は工事日までに取付けくださいますようお願いいたします。
- 計器廻りの配線は，**余長を十分にとり**「立会い工事日に計器施工者が計器取付け可能な」状態まで，事前に施工くださいますようお願いいたします。

北陸電力株式会社